うわじまちくしょうぼう

第65号
宇和島地区消防本部
宇和島地区防火協会
http://www.119.uwajima.ehime.jp

秋の火災予防運動　11月9日~11月15日

住宅防火　いのちを守る　7つのポイント

3つの習慣

1　寝たばこは、 絶対やめる。
2　ストーブは、 燃えやすいものから離れた位置で使用する。
3　ガスこんろなどのそばを離れるときは、　必ず火を消す。

4つの対策

1　逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報 器を設置する。
2　寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
3　火災を小さいうちに消すために、 住宅用消火器等を設置する。
4　お年寄りや体の不自由な人を守るため、 隣近所の協力体制をつくる。

火災・救急速報（平成21年上半期）

平成２１年上半期（1/1～6/30）に宇和島地区管内で発生した火災件数は４７件で、前年の２１件に比べて大幅な増加となっています。増加の原因としては、２月から４月にかけて発生した連続放火によるものと考えられますが、放火による火災の件数を除いても８件の増加があったことになります。
火災における損害額は３，６２７万７千円で、前年の８９５万７千円を大きく上回り、火災１件の平均損害額は７７万２千円となります。
出火原因別の件数は放火１８件、たばこ４件、火入れ３件で放火による火災が群を抜いています。

救急車の出場件数は２，１８５件で、前年に比べて９５件増加しています。１日あたりの平均出場件数は約６件で、約４時間に１件のペースで救急出場したことになります。
搬送人員においては、２，１０６人で前年に比べて１２０人増加しています。
事故種別の搬送人員で多いのは、急病１，４２６人、一般負傷２７５人、転院搬送２３０人、交通事故１８４人です。

うわじまこどもフェスティバル

平成21年10月17日

３年に１回開催している幼年消防大会を、本年は園児祭りと合同で【うわじまこどもフェスティバル】として、宇和島市総合体育館を会場に、１７保育園・保育所の参加で盛大に開催されました。また、本大会では母と子の防火のつどいを通して、防火防災思想の高揚を図りました。
オープニングショーでは、保育士の伊予ガイヤ太鼓の演奏と園児による伊予ガイヤ踊りが披露されました。
また、開会式では保育士１１名が優良指導者として表彰され、園児の元気な「防火の誓い」により幕を開けました。
綱引きなど園児による元気な演技に続いて、消防署からのメッセージが行われ、最後に各保育園・保育所の保育士と消防職員により「動物たちの　おやくそく」が演じられました。

オープニング

綱引き

消防署からのメッセージ

動物たちのおやくそく

古い消火器に注意！

消火器は火災の時必要なものですが、火災のない安全な生活を送っていると、目につかない場所にしまい込んだり、本体が古くなり錆が発生したりします。
古くなった消火器を使用したため、消火器が破裂しケガをする事故が発生しており、過去には死亡事故も発生しています。
消火器には耐用年数があります。本体やパンフレット、取扱説明書を確認して耐用年数の過ぎた消火器は処分しましょう。

消火器の耐用年数は？

消火器の耐用年数は消火器本体やパンフレットに表記されています。おおむね５年から８年くらいです。
また、耐用年数内であっても、錆・腐食・変形・傷がある消火器は、使用する際非常に危険ですので使わないでください。

消火器の破裂事故はどうして発生するのでしょう？

一般的な消火器の容器には、粉末状の消火剤と炭酸ガスボンベが入っていて、レバーを握ることによりボンベに穴を開け、ボンベの圧力で消火剤をホースから噴出します。錆などで本体が弱くなっている部分があると、ボンベの圧力で本体が破裂する可能性があります。
また、ホースに異物があると本体内部の圧力が上がり破裂する場合があります。

古い消火器の処分はどうするの？

消火器を処分する場合は、購入店又は消火器販売を行う業者に処分を依頼します。処分するには1、000円から1、500円程度の費用がかかります。また、自宅まで回収が必要な場合は別途料金がかかる場合があります。
業者によっては、消火器を購入する場合に限って引き取ったり、処分料が安くなる場合がありますので、事前に業者とご相談ください。

消火器を処分する際に消火剤を放出させておく必要はありません。
事故の多くはレバーを操作した際に発生していますので、絶対にレバーを握らず、業者に引き取ってもらいましょう。

自宅の消火器をチェックしましょう

- 安全栓がレバーにしっかり収まり、抜けていないか。
- 操作レバーが変形していないか。
- 消火器の耐用年数を過ぎていないか。
- ホース先端に異物が詰まっていないか。
- 本体・キャップに錆・腐食・変形等がないか。（特に本体底部の錆は危険です！）

宇和島地区の防災機器取扱業者

業者	所在地	電話
㈱岩本商会　宇和島営業所	宇和島市寿町2丁目3-7	TEL 0895-22-3141
喜多商事㈱	宇和島市祝森甲1687-12	TEL 0895-27-2557
宮本防災設備	宇和島市鶴島町2-22	TEL 0895-22-1553

※処分を依頼する際は、あらかじめ電話で確認を取ってください。
（宇和島地区防火協会会員）

取り付けましたか？　家族を守る住宅用火災警報器

消防法の改正により、新築住宅については、平成１８年６月１日に火災警報器の設置が義務付けられています。既存住宅についても、宇和島地区広域事務組合火災予防条例によって平成２３年５月３１日までに取り付けるよう義務づけられています。皆さんの生命と財産を守るために、まだ設置していないご家庭はぜひ早めに取り付けるようにしてください。
住宅用火災警報器の取り付けは、住宅の関係者（所有者、管理者または占有者）が行います。設置のために特別な資格は必要なく、だれでも取り付けることができます。賃貸アパートやマンションなどの場合は、オーナーと借受人とが相談して設置しましょう。

取り付ける場所
・いつも寝室として使っている部屋
・２階に寝室がある場合階段の天井部分

台所には設置義務はありませんが、熱感知器の取り付けをお勧めします。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは、　宇和島地区広域事務組合消防本部　予防課（0895-22-7501）まで